

2020年5月5日

看護科5年課程専攻科保護者の皆様へ

看護科5年課程専攻科の皆さんへ

日星高等学校

校長 水嶋 純作

看護科5年課程専攻科の休業延期並びに学校再開に向けて（お願い）

日頃は、本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、府の緊急事態措置による施設の使用制限の要請を踏まえ、臨時休業を5月6日（水）までとしていましたが、感染収束の見通しが確実にないことに加え、ゴールデンウィーク後の状況を見極める必要があることから、臨時休業を5月31日（日）まで延長する旨が京都府教育委員会から発表されました。本校専攻科においても同様に臨時休業を延長致しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、学校再開に向けて、医師講師等の授業や病院での臨地実習先から要請を受け学校として以下の通りとしますので、専攻科生は厳守する様にしてください。

保護者の皆様におかれましても、新型コロナウイルス感染症に対する医療現場の現状をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

記

1 臨時休業期間及び登校日

・5月31日（日）までの間、臨時休業とします。なお、今後の感染状況によっては、臨時休業の期間が短縮または延長となる場合があります。学校ホームページに掲載しますのでご確認ください。

・5月8日（金）については登校日とし、課題の提出並びに今後の指示をします。

登校時間 4年生 8:30 5年生 13:30

・その他、状況により登校日を設定しますので、学校ホームページを確認してください。

2 5月7日（木）から5月31日（日）の間は、以下の様に行動してください。

- (1) 帰省先が京都府北部地域以外の方は、できるだけ帰省せずに現在のアパート等に居住する事 ※北部地域以外の寮生については帰省を許可しますが、授業再開の6月1日の2週間前（5月18日）までには帰寮する事 感染予防には十分留意する事
- (2) 京都府北部地域以外に出ない事
- (3) 京都府北部地域以外に居住している人（家族親族以外）と接触しない事
- (4) 帰省等で京都府北部以外に出る場合は、必ず学校に連絡する事

(5)アルバイトについては原則禁止

※以上のことは、新型コロナウイルス感染予防対策に苦慮しておられる実習予定病院や、授業に来られる医師講師等から専攻科生への強い要請を含んでいます。今後の感染収束状況にもよりますが、全専攻科生が上記について守ることが、学校再開後の実習の受け入れや医師講師等の授業再開の前提となります。以前に配布しました感染防止に関する留意事項を遵守し、この間を過ごしてください。

最前線の現場に立つ全国の医療従事者へ思いを寄せ、看護師を目指す学生として自覚に基づいた行動をし、今自分にできる事に取り組んでください。

以上